

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	12日(水) 午後1時15分～5時 (受付 4日(火)午前8時30分～) ※先着7人・時間の指定はできません 26日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 18日(火)午前8時30分～) ※先着6人・時間の指定はできません	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	19日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 11日(火)午前8時30分～)		
行政相談	13日(木) 午後1時30分～4時	安土コミュニティセンター 2階 相談室	
人権相談	13日(木) 午後1時～4時	水道事業所 C会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5882
	27日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉に関する相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職など にかかる相談)	11日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	11日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 電予	28日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	7月3日(月) 午前9時～午後5時	安土町商工会	安土町商工会 TEL(46)2389 近江八幡商工会議所 TEL(33)4141
	8月7日(月) 午前9時～午後5時	近江八幡商工会議所	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	7月3日(月)、8月1日(火) 午前9時30分～11時30分	総合支所1階 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(木) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室1	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～木曜 午前9時～午後4時30分 金曜 午前10時～午後5時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
滋賀で一緒に保育しよう! 『保育のしごと相談会』 電予	21日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
看護職のための 出張就職相談 電予	14日(金)・28日(金) 午前10時～午後1時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 電予	8月10日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階 第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)2220
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
保護司相談	25日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 電予	13日(木) 午前10時～午後4時 ※8月はありません	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	21日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	7日(金)・13日(木)・19日(水)・25日(火)・31日(月) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



クレジットカードの不正利用が増加しています



【事例】

クレジットカード会社から残高不足で代金の引き落としができなかったと督促状が届いた。慌ててカード会社に電話したところ、覚えのない利用が複数回あり、50万円以上の請求になっていることがわかった。



昨年のクレジットカードの不正利用による被害額は、全国で430億円を超え、過去最悪となりました。消費生活センターにも「身に覚えのない請求がある」という相談が多く寄せられています。カードが不正利用される原因は、盗難によるものや事業者側からの情報漏えいなどさまざまです。

す。なかでも最近では、ショートメッセージなどから偽のウェブサイトへ誘導し、カード番号などを盗み取る「フィッシング」が原因とみられるケースが増加しています。

自分のカードに不審な請求があった場合、まずは本当に自分の利用ではないか冷静に確認しましょう。自分に覚えがなくても家族が利用しているケースも見られます。家族にも心当たりがないか聞いてみましょう。不正利用が疑われる場合、早急にカード会社に連絡し、カードの利用停止や不正利用の調査を依頼する必要があります。カードの不正利用に早く気付くためにも、毎月の利用明細は必ずチェックしてください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内) いやや 188
TEL(36)5566・FAX(36)5882 消費者ホットライン



今日から始める! 健康づくり



Vol.4 がんは身近な病気です

日本人が一生のうちのがんと診断される確率は、男性65.5%、女性51.2%で、約2人に1人ががんとなる時代です。ひとごとにせず検診の受診や予防を心がけましょう。

● 生活習慣改善の5つのポイント

がんは生活習慣や環境と深い関わりがあります。生活習慣を改善し、がんを予防しましょう。



禁煙しましょう。また副流煙を避けるようにしましょう。



お酒はほどほどにしましょう。(目安: 日本酒の場合、男性1日1合、女性0.5合程度)



塩は控えめに、また野菜・果物をバランスよく食べましょう。



身体を動かす時間を増やし、適度に運動しましょう。



太りすぎ、痩せすぎに注意し、適正体重を維持しましょう。

● がん検診を受診しましょう

がんは早期発見であれば、約9割が治るといわれています。しかし、早期の段階では症状がみられないことも多いため、定期的な検診の受診が大切です。市ではがん検診を集団検診や医療機関で実施しています。詳しくは健康ガイドブックや市ホームページを確認ください。

7月3日(月)から集団がん検診のWEB予約が始まります!ぜひ受診してください。



予約はこちらから

問 健康推進課 TEL(33)4252・FAX(34)6612・HP 7399・7143